四　申立ての理由
五　証拠方法
六　申立ての年月日

2　農漁業保険審査会の審査の申立ての取下げをしようとするときは、都道府県連合会は、書面でしなければならない。

（再保険料の返還請求手続）

第二百二十五条　都道府県連合会は、政府に対して再保険料の返還を請求する場合には、その請求書に請求の理由及び金額の算定の基礎を記載した書面を添付してこれを提出しなければならない。

（再保険料の支払）

第二百二十六条　都道府県連合会は、政府再保険料が連合会別国庫負担金を超えるときは、その超える部分の金額を政府に支払うものとする。

第二節　農業共済事業に係る保険事業

（農作物政府保険区分）

第二百二十七条　令第三十六条第一項の農林水産省令で定める区分（以下「農作物政府保険区分」という。）は、全ての共済目的の種類に係る第一号に掲げる共済関係及び共済目的の種類ごとの第二号に掲げる共済関係の別とする。

一　法第百三十六条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係
二　法第百三十六条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする共済関係

（果樹政府保険区分）

第二百二十八条　令第三十六条第三項の農林水産省令で定める区分（以下「果樹政府保険区分」という。）は、全ての共済目的の種類に係る第一号に掲げる共済関係及び共済目的の種類ごとの第二号に掲げる共済関係の別とする。

一　法第百四十八条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済及び樹体共済の共済関係
二　法第百四十八条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済の共済関係

（畑作物政府保険区分）

第二百二十九条　令第三十六条第四項の農林水産省令で定める区分（以下「畑作物政府保険区分」という。）は、全ての共済目的の種類に係る第一号に掲げる共済関係及び共済目的の種類ごとの第二号に掲げる共済関係の別とする。

一　法第百五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係
二　法第百五十三条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする共済関係

（農作物共済に係る保険金の限度）

第二百三十条　令第三十七条第三項ただし書の農林水産省令で定める農作物保険区分は、共済目的の種類ごとの第二百二十七条第二号に掲げる共済関係に係るものとする。

2　令第三十七条第三項ただし書の規定による保険金の限度額には、第二百九条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「同項本文」とあるのは、「令第三十一条第三項本文」と読み替えるものとする。

（家畜通常責任共済金額）

第二百三十一条　令第三十八条第一項に規定する家畜通常責任共済金額は、家畜共済区分ごと及び危険段階ごとの経過総共済金額に第二百十条第一項の危険段階別家畜通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2　前項の「経過総共済金額」とは、共済金額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た金額を、特定組合等の事業年度ごとに合計して得た金額をいう。

一　当該共済金額に対応する共済掛金期間が、当該事業年度の前事業年度に開始し、当該事業年度に満了する場合　次の表の上欄に掲げる共済掛金期間の満了の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率

共済掛金期間の満了の月	率
四月	二十四分の一
五月	二十四分の三
六月	二十四分の五
七月	二十四分の七
八月	二十四分の九
九月	二十四分の十一
十月	二十四分の十三
十一月	二十四分の十五
十二月	二十四分の十七
一月	二十四分の十九
二月	二十四分の二十一
三月	二十四分の二十三

二　当該共済金額に対応する共済掛金期間が、当該事業年度の翌事業年度に満了する場合　次の表の上欄に掲げる共済掛金期間の開始の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率

共済掛金期間の開始の月	率
四月	二十四分の二十三
五月	二十四分の二十一
六月	二十四分の十九
七月	二十四分の十七
八月	二十四分の十五
九月	二十四分の十三
十月	二十四分の十一
十一月	二十四分の九
十二月	二十四分の七
一月	二十四分の五
二月	二十四分の三
三月	二十四分の一

三　当該共済金額に対応する共済掛金期間が、当該事業年度に開始し、当該事業年度に満了する場合　当該共済掛金期間の月数に二を乗じ二十四で除した率